

川崎市勤労者福祉共済貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市勤労者福祉共済条例(昭和49年川崎市条例第4号。以下「条例」という。) 第10条に規定する貸付事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における「会員」とは、それぞれ条例第4条第2項及び第5条に定めるところによる。

(貸付条件)

第3条 貸付の条件は次のとおりとする。

(1) 貸付金の使途

貸付は、次に掲げる目的で資金を利用する場合に行う。

- ア 本人又は親族の冠婚葬祭費
- イ 本人又は親族の医療費(出産費用を含む)
- ウ 子供の高校・大学等の教育費
- エ 自動車購入に要する費用
- オ 生活に必要な物品の購入費(自動車を除く)
- カ 旅行・余暇活動等の費用
- キ 育児・介護休業に要する費用
- ク 住宅の増改築及び修繕に要する費用
- ケ 賃金の遅配・欠配時の生活費用
- コ 転居に要する費用
- サ 災害復旧時に要する費用
- シ その他、生活に必要な費用

(2) 貸付額

1万円単位の貸付とし、最低限度額は原則として100,000円とする。

また、最高限度額は2,000,000円とする。

ただし、前号オ、カの使途についての最高限度額は1,000,000円とする。

(3) 返済期間

5年以内とする。

(4) 返済方法

元利均等割賦返済とする。ただし、繰り上げて返済することができる。また、月賦最低返済額は、5,000円とする。

(5) 貸付利率

金融市場の動向により適宜取扱金融機関と協議する。

(6) 保証

取扱金融機関の定めるところによる。

(資格)

第4条 貸付金の貸付を受けようとする会員（以下「申請人」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) この要綱で定める貸付を受けておらず、会員期間が3箇月以上の者で、同一事業所に1年以上勤続している者

(2) この要綱で定める貸付を受けておらず、会員期間が3箇月以上の者で、3年以上前から、引き続き同一事業を行う者

2 前項の規定にかかわらず、申請人は貸付金の返済及び利子の支払いについて、十分な支払能力を有していなければならない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）は貸付の対象としない。

(預託)

第5条 市長は、貸付原資の貸付を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

2 市長は、前項に規定する取扱金融機関と協議のうえ、預託金を基本として貸付の総額（以下「貸付総額」という。）を定める。

3 預託方式については、目標預託方式とし、当該年度新規貸付分に適用する。
ただし、前項に規定する貸付総額に達した時点で当該年度の貸付を停止する。

(資格の制限)

第6条 次の各号に掲げる者は、貸付金の貸付を受けることができない。

(1) 銀行取引停止処分中の者

(2) この要綱に定める貸付を受けた者で、当該貸付金の償還を2箇月以上滞納し、完済後1年を経過していない者

(3) その他取扱金融機関が不相当と認める者

(件数の制限)

第7条 取扱金融機関は、貸付資金枠等を考慮して、一事業所あたりの貸付件数を制限することができる。

(申請)

第8条 申請人は、次に掲げる書類を取扱金融機関に提出しなければならない。

ただし、取扱金融機関の承諾のもとに一部を省略することができる。

- (1) 本人確認書類（運転免許証、パスポート等）
 - (2) 収入確認資料（給与証明書、源泉徴収票、住民税決定通知書、市町村〔区〕
県〔都〕民税納税証明書等）
 - (3) 貸付用途を証明する書類
 - (4) その他、取扱金融機関が必要とする書類
- (貸付の決定)

第9条 取扱金融機関は、貸付の申請があった場合は、速やかに必要事項を調査し、決定するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により貸付の可否を決定したときは、申請人に対して速やかに通知する。

(貸付)

第10条 前条第2項の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日から1箇月以内に取扱金融機関に所定の手続きをしなければならない。

(償還)

第11条 貸付を受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付を受けた月の翌月から毎月定められた額を確実に償還しなければならない。

ただし、貸付金の全部を繰上げて償還することができる。

2 借受人が次の各号のいずれかに該当したときは、未償還額と利息を一時に全額償還しなければならない。

- (1) 会員の資格を失ったとき。
- (2) 償還金の償還を遅滞したとき。
- (3) 偽りの申請、その他不正行為により貸付を受けたとき。

3 市長は、借受人が前項に規定する各号のいずれかに該当したときは、取扱金融機関に対し、貸付決定の取消及び既に貸付した資金の回収を指示することができる。

4 取扱金融機関は、前項に規定する指示があったときは、速やかにその指示に係わる措置をとるものとする。

(取扱金融機関の義務)

第12条 取扱金融機関は、毎月の貸付状況について、前月分の実行通知報告書、延滞報告書及び残高報告書を取りまとめ、毎月15日までに市長に報告しなければならない。

(施行の細目)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和51年7月1日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正要綱は、貸付契約日が平成17年9月1日以降のものについて適用し、同日前のものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。